

下野市農業経営支援事業 継続支援金

燃油価格・資材・肥料等の高騰の影響を受けて、厳しい経営状況に直面している農業者の皆さまに対し、本市独自の支援金を交付します。

世界的な原油価格・物価高騰の影響を受けて、生産資材や化学肥料等の価格が高騰し、生産コストの上昇は農業経営に大きな影響を及ぼしており、農業者にとっては先行きが不透明な状況が続いています。農業者の負担軽減と今後の営農継続を支援するため、昨年度に引き続き、支援金を交付します。

※交付要件に一部変更がありますので、ご注意ください。

■交付対象者

- ・市内の農地において営農している農業者など(個人・集落営農組織・農業法人)
- ・市外在住の認定農業者または認定新規就農者のうち市内で営農を行っている方

■交付要件

- ・今後も引き続き、市内で営農を継続する意欲があること
- ・個人は令和4年中、法人は前事業年度に100万円以上の農業収入を得ており、令和5年6月1日以前に所得税にかかる確定申告または住民税申告がなされていること
- ・市税及び公共料金(水道・下水道料金)を滞納していないこと
- ・下野市暴力団排除条例に規定する暴力団等に関係がないこと

■対象者区分・支援金額

対象者の区分	支援額
主たる事業所を市内に有し、営農を行う集落営農組織または農業法人	10万円
市内の認定農業者及び2年目以降の認定新規就農者	8万円
市外に住所を有する者で、市内の農地において営農を行っている認定農業者及び2年目以降の認定新規就農者	
認定農業者及び認定新規就農者を除く、市内でかんぴょうの生産を行っている農業者 上記以外の市内農業者	5万円

※支援金は、いずれかの区分により1回のみ交付となります。

■提出書類

共通

- ・下野市農業経営支援事業継続支援金交付申請書(様式第1号)
- ・誓約書(様式第2号)
- ・下野市農業経営支援事業継続支援金交付請求書(様式第4号)

対象者別添付書類

- ・個人→令和4年分確定申告書の写し、または住民税申告書の写し
- ・法人→前事業年度の確定申告書、法人事業概況説明書の写し及び収支内訳書の写し
- ・市外在住の認定農業者または認定新規就農者→市内で耕作していることが確認できる書類
- ・市内のかんぴょう生産者→かんぴょうを生産していることが確認できる書類(出荷伝票等の写し)

■申請書類の入手方法 市ホームページまたは農政課や市内のJA窓口で配布

■申請方法 農政課窓口へ提出または郵送

■申請期限 12月20日(水)必着

■申請・問い合わせ先 農政課 ☎(32)8906 〒329-0492 笹原26

遺言 あんしん相続セミナー 参加無料

相統 <日時> **8/6日** PM1:30~3:00
(開場 1:00)

贈与 <テーマ> 今日から始める私の終活

<講師>
相続相談あんしんプラザ
行政書士
細見愛子

<会場> 小山市城南市民交流センター
小山市東城南4-1-12 ゆめまち2階会議室

お申込・お問合せ **相続相談あんしんプラザ** 無料相談
実施中
予約制

お気軽に電話を! ☎ **0285-38-9550**

腰痛専門整体院

札希-さつき-小山店
営 9:00~21:00

初回特別価格980円/月8名様限定

小山市西城南6-24-14 グリーンヒルズ101
080-9827-0688

ホームページ
